

組合員資格喪失後の医療保険（健康保険）制度について

1	組合員資格の喪失について	2
(1)	組合員資格について	2
(2)	退職後の組合員証等 ^{欄外参照} について	3
2	資格喪失後の医療保険（健康保険）制度について	4
3	任意継続組合員制度	6
(1)	任意継続組合員になるための3つの条件	6
(2)	任意継続組合員の申出の流れ	6
(3)	組合員期間	7
(4)	資格の喪失	7
(5)	給付等の範囲	7
(6)	給付金の支給方法	7
(7)	被扶養者の認定 ^{（扶養する）} 及び取消し ^{（扶養を外す）}	8
(8)	掛金（保険料）	8
4	任意継続組合員 短期給付一覧表	11
5	令和6年度の年度末早期申出の手続等について	12
(1)	手続きの流れ	12
(2)	掛金納入 ^前 に、任意継続組合員の申出を取り消す事由が発生した場合	13
(3)	掛金納入 ^後 に、任意継続組合員の資格を取り消す事由が発生した場合	13
(4)	3月1日から4月21日までに『申出書』を共済組合が受理した方	13

【様式について】

様式は、公立学校共済組合神奈川支部ホームページに掲載しています。

URL:<https://www.kouritu.or.jp/kanagawa/index.html>

当冊子 での略称	様式 番号	様式名	様式D L	退職後 制度案内	任継案内
	3-3	組合員証等紛失届	○		
	4-1	資格喪失(取消)証明書発行願	○	○	
『申出書』	6-1	任意継続組合員申出書	○	○	
	6-2	任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書	○	○	○
	6-3	任意継続組合員被扶養者取消申出書	○	○	○
	6-7	任意継続掛金払込証明書発行願	○	○	
『取消申 請書』	6-8	予定任意継続組合員申出取消申請書		○	

様式D L：支部トップページ＞手続きナビ＞組合員資格・年金の手続き＞様式ダウンロード(資格編)

退職後制度案内：「組合員資格喪失後の医療保険（健康保険）制度について」

支部トップページ＞お知らせ＞組合員向け

＞令和7年1月下旬 HP 掲載予定 組合員資格喪失後の医療保険（健康保険）制度について

任継案内：掛金入金確認後に送付する「任意継続組合員になられた方へ」参照

『』は様式名の略称です。（P1【様式について】参照）

退職：退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

組合員証等：資格確認書、組合員(被扶養者)証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証

1 組合員資格の喪失について

(1) 組合員資格について

公立学校共済組合の組合員の方は、次の資格取得要件を満たさなくなった場合、現在の資格を喪失します。また、被扶養者についても、同時に資格を喪失します。

任用形態・資格取得要件表

種別	任用形態	資格取得要件
一般	・ 常勤職員	すべての常勤職員
	・ 再任用職員 ・ 任期付職員 ・ 会計年度任用職員（13か月目以降）	FT ① 次の①～③のいずれかを満たすこと ① 常勤職員の所定労働時間以上労働している者で、任用期間が2か月を超えること（超えることが見込まれる場合含む） ② 週の所定労働時間及び1か月間の所定労働日数が、常勤職員の4分の3以上であって、任用期間が2か月を超えること（超えることが見込まれる場合含む）
短期	・ 臨時的任用職員	FT ③ ①、②以外の者で、次の要件すべてに該当する者 ア 週の所定労働時間が20時間以上であること。 イ 報酬月額が8万8千円以上であること。 ウ 任用期間が2か月を超える見込みであること。 エ 学生でないこと。（定時制等一部除く）
	・ 会計年度任用職員（12か月目まで） ・ 再任用職員 ・ 任期付職員 ・ 会計年度任用職員	

* FT(フルタイム)は常勤職員の所定労働時間以上労働している場合を示します。

* 短時間は週の所定労働時間が20時間未満を除きます。

この冊子や任意継続制度において、資格取得要件を満たさなくなった場合は、すべて退職として扱います。

例えば……

① 令和7年3月31日付けで退職する場合

② 会計年度任用職員等が

令和7年3月31日まで週20時間以上で勤務し、

令和7年4月1日から週15時間で勤務する場合



いずれも

令和7年3月31日が退職日

令和7年4月1日が資格喪失日

『』は様式名の略称です。（P1【様式について】参照）

退職：退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

組合員証等：資格確認書、組合員(被扶養者)証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証

(2) 退職後の組合員証等^{欄外参照}について

【引き続き当支部の組合員（任意継続組合員を除く）となる場合】

引き続き現職時の組合員証等を使用できます。

【引き続き当支部の組合員とならない場合】

！注意！

退職時に任命権者と組合員の間で、次の任用予定が明らかに認められている場合、任用終了日と次の任用開始日の間に空白期間があっても組合員資格が継続する場合があります。

資格が継続するかどうかについては、各任命権者の判断となります。

- 現職時に使用していた組合員証等は、退職後使用することができません。
- 現職時の組合員証等は、必ず退職時に返納をお願いします。
組合員証等の返納先： 退職時の所属所へ返納
令和7年度から、退職後、引き続き他支部で採用される方も、退職時の所属所へ組合員証等を返納してください。
- ◆ 組合員証等を紛失された方
紛失等により返納できない場合は、「（給付様式第3-3号）組合員証等紛失届」を提出してください。

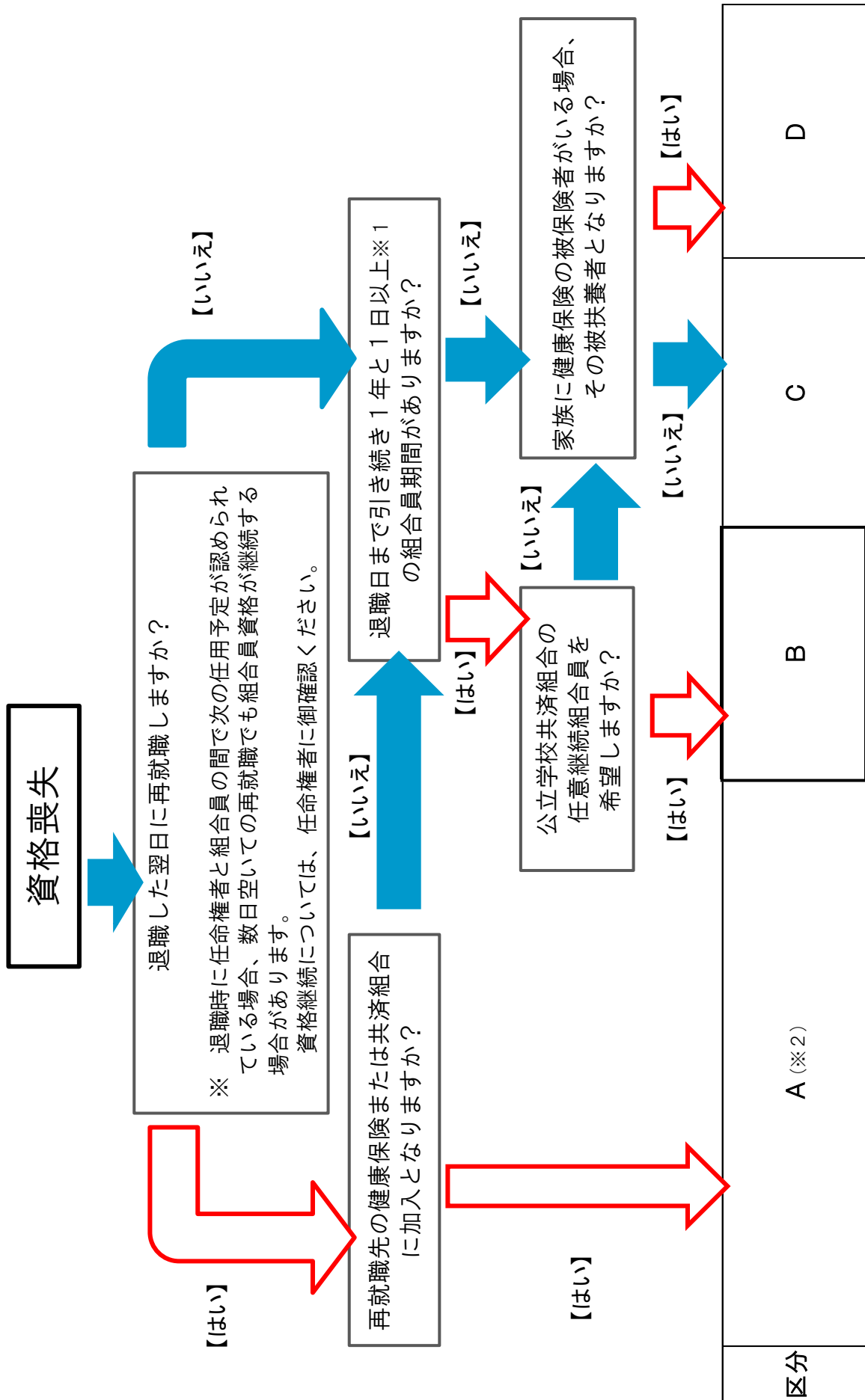
**資格喪失後に組合員証等を返納せず、
これを使用して医療機関等を受診した場合は、
公立学校共済組合神奈川支部が負担した医療費を返還していただきます。**

『』は様式名の略称です。（P1【様式について】参照）

退職：退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

組合員証等：資格確認書、組合員（被扶養者）証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証

2 資格喪失後の医療保険（健康保険）制度について



※1 地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合の組合員期間を含みます。
(その他の健康保険・共済組合の組合員期間、被扶養者期間、任意継続組合員期間を除く)

※2 Aは強制加入になり、B～Dはそれぞれの要件を満たしている場合に選択ができます。

『』は様式名の略称です。(P1【様式について】参照)

退職 : 退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

組合員証等 : 資格確認書、組合員(被扶養者)証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証

区分	A			B	C	D
	(1)	(2)	(3)			
対象となる 場合	神奈川県内の 公立学校等の 職員 ※ 任用が引き続く 場合	民間企業 再雇用(再就職)	市町村教育委員会 市町村・知事部局 国 国立大学法人 私立学校 等	- 再任用(再就職)先で医療保険に加入できない場合 (勤務時間が週20時間未満等) - 自営業者等職場の健康保険に加入できない場合		
制 度 保 険	公立学校 共済組合	協会けんぽ、 組合健保等	該当の共済組合	公立学校共済組合の 任意継続制度	国民健康保険	家族の健康保険の 被扶養者の認定を 受ける。
要 加 入 件	「1(1)」(P2)の表を 参照。	再就職先の定めによる。		退職日まで 組合員期間が引き続き 1年と1日以上あること。	制限なし	各健康保険組合が 収入額の上限等の 要件を定めている。
内 給 付 容 内容	現職時と同様	再就職先により異なる		現職時とほぼ同様。	附加給付がないなど、 健康保険組合や 共済組合と異なる。	健康保険組合や 共済組合により 異なる。
手 続 先	本人は 手続不要。 <u>組合員証等の</u> <u>返納も不要。</u>	再就職先で加入手続を行う。		1 公立学校共済組合へ 『申出書』を退職日から 起算して20日以内に 提出する。 ※ 提出期限を超えた 場合は加入できま せん。 2 掛金を期日までに払 い込む。	※ 資格喪失証明書が必 要となる場合は、「資格 喪失(取消)証明書発行 願」(給付様式第4-1号) を共済組合へ提出してく ださい。	家族の勤務先で加入手 続を行う。 ※ 必要書類、給付内容 等は要確認
掛 金 (保 険 料)	現職時と同様。	再就職先の定めによる。		①退職時の標準報酬月額 ②平均標準報酬月額 ①②のいずれか低い額を 基礎に算定。(P8参照) ※ 被扶養者分の掛金の 加算はなし。	前年の所得により算定(市 区町村により異なる) ※ 扶養という考え方がな いため、公立学校共済 組合で被扶養者であつ た方にも掛金(保険料)が 発生します。	なし

『』は様式名の略称です。(P 1【様式について】参照)

退職 : 退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

組合員証等 : 資格確認書、組合員(被扶養者)証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証

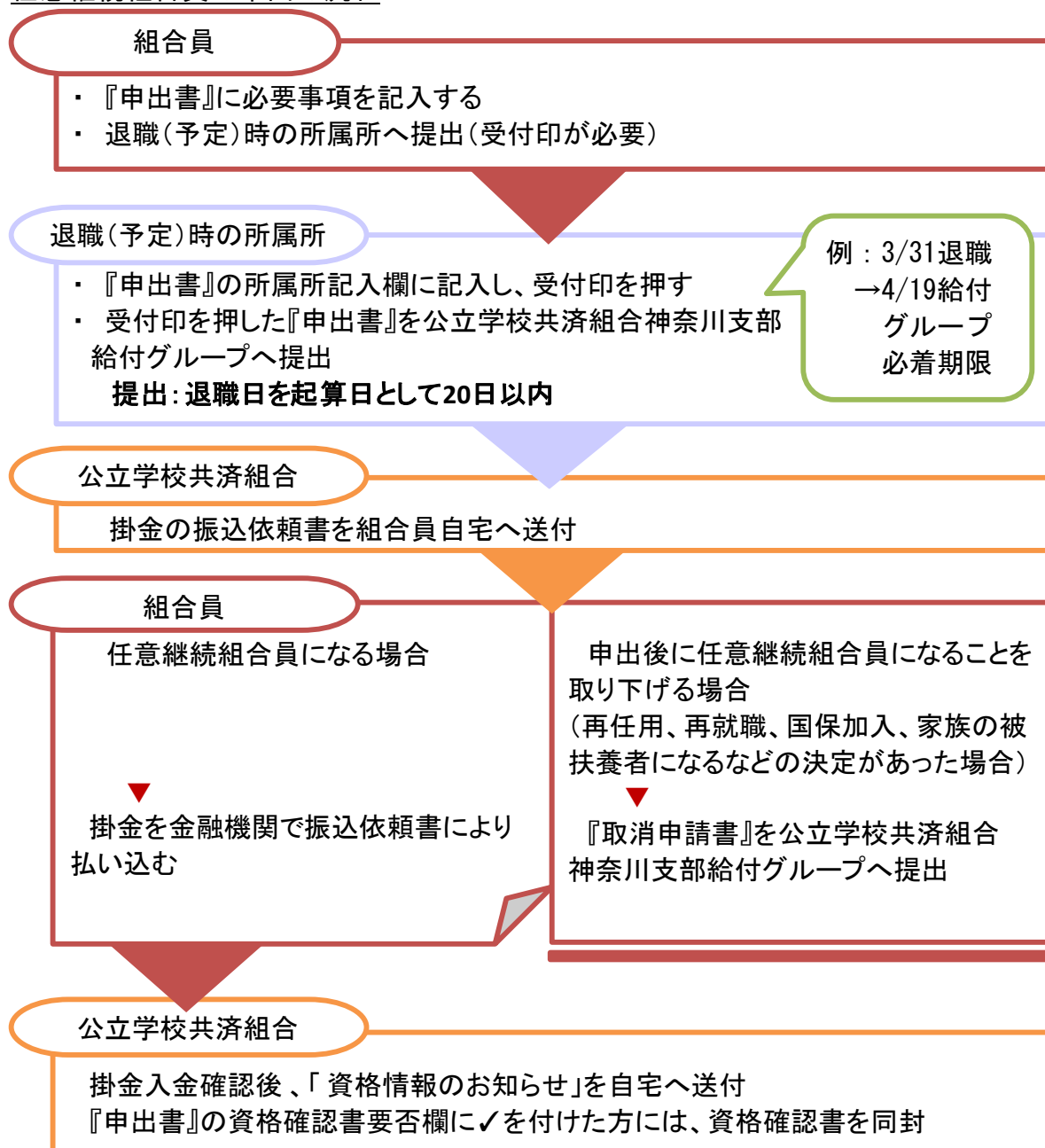
3 任意継続組合員制度

この制度は、最長2年間、現職時とほぼ同様の短期給付を受け、一部を除いた福祉事業^{3(5)参照}を引き続き利用することができる制度です。(地方公務員等共済組合法第144条の2を参照)

(1) 任意継続組合員になるための3つの条件

- ① 退職日まで引き続き※1年と1日以上組合員期間があること
 - ② 退職の日から起算して20日以内に加入の申出を行うこと
 - ③ 退職の日から起算して20日以内に任意継続掛金を払い込むこと
- ※ 地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合の組合員期間を含みます。
(その他の共済組合・健康保険の組合員期間、被扶養者期間、任意継続組合員期間を除く)

(2) 任意継続組合員の申出の流れ



『』は様式名の略称です。(P1【様式について】参照)

退職: 退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

組合員証等: 資格確認書、組合員(被扶養者)証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証

(3) 組合員期間

退職日の翌日から起算して、最長2年間

(4) 資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、任意継続組合員の資格を喪失します。〔地方公務員等共済組合法第144条の2第5項参照〕
また、資格喪失直後の再加入はできません。

ア 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき。

イ 掛金を払込期日までに払い込まなかったとき。

ウ 他の健康保険の被保険者となったとき。^{※1}

＊ 退職後、間を空けて再就職し、再就職先で健康保険に加入できる場合

＊ 時間数増加等により、公立学校共済組合の短期・一般組合員資格を取得した場合 等

エ 死亡したとき。^{※1}

オ 任意継続組合員でなくなることを申し出たとき。^{※1}

＊ 国民健康保険に加入する場合、家族の被扶養者となる場合等^{※2}

＊ 資格喪失日は原則、給付グループが「(給付様式第6-2号)任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書」を受理した日の翌月の1日となります。

※1 「(給付様式第6-2号)任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書」により資格喪失の申出が必要です。

なお、エの場合は、家族の方が申出をしてください。

※2 家族が公立学校共済組合の組合員であり、その被扶養者となる場合も、任意継続組合員の資格喪失の申出が必要です。

(5) 給付等の範囲

ア 退職前とほぼ同様の短期給付(医療給付等)を受けることができます。ただし、以下の給付は受けられません。

➤ 「4 任意継続組合員 短期給付一覧表」(P11) 参照

<受けられない給付>

・傷病手当金 [※]	・傷病手当金附加金	・出産手当金 [※]
・休業手当金	・育児休業手当金	・介護休業手当金

※ 任意継続組合員であるか否かに関わらず、傷病手当金と出産手当金については、退職前に請求事由が発生し、勤務できない状況が継続している場合に限り、退職後から請求することで支給を受けることができます。また、現職時に給付を受けている方も継続して給付を受けられます。

イ 教職員人間ドック等事業は対象になりません。

ウ レクリエーション・ガイドの利用はできません。

エ ベネフィット・ステーションの利用はできません。

オ 特定健康診査等を受診できます。

(40歳以上75歳未満の任意継続組合員と被扶養者の方)

(6) 給付金の支給方法

『申出書』の給付金口座に振り込みます。

『』は様式名の略称です。(P1【様式について】参照)

退職 : 退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

組合員証等 : 資格確認書、組合員(被扶養者)証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証

(7) 被扶養者の認定 (扶養する) 及び取消し (扶養を外す)

ア 現職時に認定されていた被扶養者の認定を継続したい場合

『申出書』の「認定を継続したい被扶養者」欄に該当者の氏名を記入してください。

記入がない被扶養者は、継続して認定できません。

イ 新たに被扶養者の認定が必要な場合

給付グループに連絡してください。任意継続組合員資格取得後に手続きします。

○ 収入要件

	年額	月額	日額 (雇用保険等)
・ 下記以外の者	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
・ 60歳以上の者 ・ 障害を支給事由とする公的年金等の受給要件に該当する程度の障害を有する者	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

ウ 取消しする場合（就職や収入超過、死亡などで、取消事由が発生した場合）

「(給付様式第6-3号) 任意継続組合員被扶養者取消申出書」に必要な書類を添えて、給付グループに送付してください。

被扶養者証等を所持している場合は、必ず返納してください。

(8) 掛金（保険料）

任意継続掛金には、**短期掛金**と**介護掛金** 介護保険第2号保険者：40歳以上65歳未満の方の2種類があります。

現職時の掛金は、事業主が約1／2を負担していますが、任意継続組合員は事業主の負担相当分も自身で負担することとなるため、掛金額は、現職時と比較するとほぼ2倍になります。

ア 算定方法

掛金は、算定基礎額（①、②のいずれか少ない額）に、掛金率を乗じて得た額が月額の掛金額となります。

① 退職時の標準報酬月額

② 平均標準報酬月額 380,000 円（令和7年度適用）

1か月分の掛金の計算方法（ 掛金率：令和6年12月20日現在 ）

算定 基礎額	×	掛金率 介護保険第2号被保険者である組合員 (40歳以上65歳未満の組合員) $\frac{93.20}{1000} + \frac{15.92}{1000} = 109.12 / 1000$ (短期) (介護) 介護保険第2号被保険者でない組合員 (40歳未満または65歳以上の組合員) $\frac{93.20}{1000}$ (短期のみ)
-----------	---	---

【任意継続掛金の算定例】

平均標準報酬月額（②）が算定基礎額となる方で、その方が介護保険第2号被保険者の場合の1か月の掛金額

(短期) 380,000 円 × $\frac{93.20}{1000}$ = 35,416 円（円未満切捨て）

(介護) 380,000 円 × $\frac{15.92}{1000}$ = 6,049 円（円未満切捨て）

合計 41,465 円

『』は様式名の略称です。（P1【様式について】参照）

退職：退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

組合員証等：資格確認書、組合員（被扶養者）証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証

イ 掛金の払込みと払込期日

- 「(参考) 掛金の払込方法等比較表」(P10) を参照

【払込方法】

- * 『申出書』提出後の変更はできません。
- (ア) 前納払 (割引あり)
年度ごとに6か月分または12か月分を振込依頼書により払込み
- (イ) 毎月払 (割引なし)
預金口座から自動振替

【払込期日】

- 資格取得月以外の掛金は前払い
- * 自動振替による払込みの場合も、該当月の前月に自動振替をします。

<掛金が払込期日までに払い込まれなかった場合>

- 任意継続組合員資格を取得することはできません。
- また、一旦資格を取得した後でも、掛金を滞納した場合は資格を喪失します。
- 自動振替による毎月払の方で、預金口座の登録をしなかった場合や口座の資金不足などにより振替不能になった場合も、同様に資格を喪失します。

ウ 掛金払込証明書の発行

「任意継続組合員掛金払込証明書」は、払い込んだ年の翌年1月中旬に御自宅へ送付(一斉送付)します。ただし、年末調整等のため、「任意継続組合員掛金払込証明書」を一斉送付前に必要とする場合は、「(給付様式第6-7号) 任意継続掛金払込証明書発行願」を給付グループあてに送付してください。

エ 任意継続組合員資格を喪失した場合の納付済掛金について

任意継続組合員が資格を喪失した場合、喪失した日の属する月以後の任意継続掛金が払い込まれている場合は、当該任意継続掛金を還付します。ただし、加入した日の属する月に資格を喪失し、かつ喪失事由が公立学校共済組合の短期・一般組合員資格取得でない場合は、加入月の掛金(1か月分)は徴収します。

オ その他注意事項

- 平均標準報酬月額：毎年見直され、12月頃に公表
令和7年度は、380,000円です。
- 令和7年度の掛金率：掛金決定通知書に同封する文書でお知らせする予定です。
- 掛金の払込み：1年度ごと

『』は様式名の略称です。(P1【様式について】参照)

退職：退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

組合員証等：資格確認書、組合員(被扶養者)証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証

払込方法	A 自動振替 (みずほ銀行)	B 自動振替 (その他の金融機関)	C 前納 (6 か月)	D 前納 (12か月)
	毎月		6 か月ごと	12か月ごと
銀行での手続	預金口座からの自動振替 ※ 初3月は、振込依頼書にて金融機関の窓口等で払込みをしてください。 ※ 金融機関に「預金口座振替依頼書」を提出し、事務手続が完了するまでは、共済組合から送付する「振込依頼書」を使って、金融機関の窓口等で払込みをしてください。		「振込依頼書」等通知に示す手続きにて金融機関の窓口で一括前納払 ※ 預金口座からの引き落としはできません。	
	指定した銀行（支店）の窓口に、「預金口座振替依頼書」を提出してください。 ※ 「預金口座振替依頼書」は、『申出書』が提出された後、共済組合から御自宅に郵送します。 ※ ゆうちょ銀行 自動振替用に変換した店名と口座番号を「預金口座振替依頼書」に記入し、共済組合に送付してください。（詳しくは、ゆうちょ銀行にお問合せください。） ※ みずほ銀行、ゆうちょ銀行以外の金融 金融機関の窓口での手続終了後、「預金口座振替依頼書」の2枚目を共済組合へ送付してください。		金融機関により異なります。 詳細は各金融機関にお問合せください。	
手数料	なし	毎月110円 (100円＋税)	金融機関により異なります。 詳細は各金融機関にお問合せください。	
納付日	A 毎月25日	B 毎月20日	令和7年3月31日（月） あるいは 神奈川支部の定める払込期日	
	※ 土、日、祝日の場合は翌営業日 ※ 前納払のため、翌月分が引落しされます。			
その他	1 任意継続掛金の種類は【短期掛金】と【介護掛金】の2種類です。 ※ 介護掛金は40歳以上65歳未満の方のみ			
	2 前納は割引が発生する場合があります。 例）令和7年度平均標準報酬月額（380,000円）が任意継続掛金の算定の基礎となる場合 ひと月当たり 【短期掛金】 35,416 円 【短期掛金】 6,049 円 			

『』は様式名の略称です。(P1【様式について】参照)

退職 : 退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

組合員証等 : 資格確認書、組合員(被扶養者)証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証

4 任意継続組合員 短期給付一覧表

次の給付金については、請求手続が必要です。

(令和6年12月20日)

事由	給付名称	給付要件	給付額	必要書類等
病気 や 負傷	療養費 (組合員) 及び 家族療養費 (被扶養者)	(1) やむを得ない事情により組合員証等を使用しないで医療機関で受診したとき (2) 保険診療において、保険医が治療上必要であると認めたとき ● 関節用装具等治療用装具、小児弱視等治療用眼鏡 ● はり師・きゅう師の施術を受けることを同意した場合 ● あんま・マッサージ・指圧師の施術	規定に基づき共済組合で算定した額の7割 〔義務教育就学前までは8割、70歳以上の現役並所得者以外は8割、70歳以上現役並所得者は7割〕	● (家族) 療養費請求書 添付書類 【給付要件(1)】 ・診療報酬明細書(レセプト) ・領収書の原本 【給付要件(2)治療用装具】 ・装具証明書等 ・領収書(原本) (内訳書含む) 【給付要件(2)はり師等】 ・医師の同意書 ・療養費支給申請書 ・領収書(原本)
移送	移送費 (組合員) 家族移送費 (被扶養者)	組合員又は被扶養者の病状が重篤で、収容された施設で治療困難なため、医師の指示により緊急に別の病院又は診療所に収容を要する場合等	健康保険法に規定する「算定の例」により算定した最も経済的な経路・方法により移送された場合の旅費により算定した額	● (家族) 移送費請求書 ・移送に要した費用の証明書等
出産	出産費 (組合員) 家族出産費 (被扶養者) 及び 同附加金	組合員または被扶養者が出産したとき ※ 出産のみでなく、妊娠85日以上で死産及び流産についても対象となります。	500,000円 (産科医療補償制度非加入の医療機関等で出産した場合488,000円) 附加金 50,000円	● (家族) 出産費・同附加金請求書 ・直接支払制度に関して医療機関等と契約した際の書面の写し ・医療機関等から発行される出産費用の内訳を記した領収・明細書の写し
死亡	埋葬料 (組合員) 家族埋葬料 (被扶養者) 及び 同附加金	組合員または被扶養者が死亡したとき	50,000円 附加金 25,000円	● (家族) 埋葬料・同附加金請求書 ・遺族等に関する届出書 ・死体埋火葬許可書の写し ・葬儀領収書等、埋葬に要した費用に関する書類の原本(組合員の死亡で、被扶養者以外が請求する場合)
	弔慰金 (組合員) 家族弔慰金 (被扶養者)	組合員または被扶養者が水震火災その他の非常災害によって死亡したとき	【弔慰金】 任意継続掛金の算定基礎額の1か月分の額 【家族弔慰金】 弔慰金の7割	● (家族) 弔慰金請求書 ・災害状況報告書 ・市区町村又は警察の事故証明書等
災害	災害見舞金	非常災害により組合員及び被扶養者の住宅や家財に損害を受けたとき ※ 災害の程度により給付されない場合や現地調査が必要となる場合があります。	損害の程度により任意継続掛金の算定基礎額に0.5か月分から3か月分を乗じた額	● 災害見舞金請求書 ・災害状況報告書(住居・家財) ・市区町村又は消防署長の「り災証明書」 ・被災状況のわかる写真

※ 受けられない給付は傷病手当金・同附加金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金です。

※ ただし、傷病手当金、出産手当金は、退職前に請求事由が発生している場合に限り、給付を受けることができます。

『』は様式名の略称です。(P1【様式について】参照)

退職 : 退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

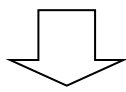
組合員証等 : 資格確認書、組合員(被扶養者)証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証

5 令和6年度の年度末早期申出の手続等について

(1) 手続きの流れ

ア 『申出書』に必要事項を記入して退職（予定）時の所属所長に提出する。

* 所属所の受付印が必要です。

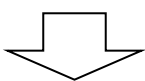


○ 再就職の任用時間等が決定していない方、迷っている方も、申出を行うことができます。

イ 所属所を経由して、**2月28日（金）**までに給付グループへ『申出書』を送付（必着）してください。（共済組合が受理する日が受付日です）

* **2月28日（金）**までに共済組合が『申出書』を受理した方で、**年一括払い（前納）**を選択した方は、**掛金の割引率が最大**になります。

* **3月1日以降**に共済組合が『申出書』を受理した方は、**初月の掛金が割引対象外**となります。



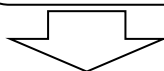
ウ **共済組合から御自宅へ送付するもの（3月10日頃）** ○ 全ての方 △ 対象者のみ

○ 掛金決定通知書

○ 振込依頼書（介護保険の被保険者ではない組合員は短期掛金分のみ）

○ 手続の御案内

△ 預金口座振替依頼書（掛金払込方法として、自動振替を希望された方のみ）



エ **《本人が行う手続》 ※この手続は必ず行ってください。**

払込方法 共通の手続き

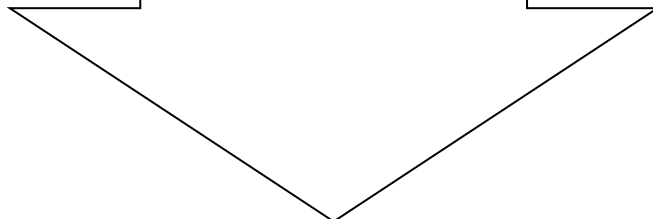
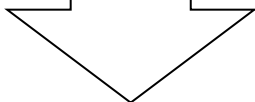
○ 金融機関の窓口等で、手元に届いたすべての振込依頼書により全額を**3月24日（月）**までに払い込む。

* **3月24日（月）**までに払込みをされた方へ、3月31日までに「資格情報のお知らせ」及び小冊子「任意継続組合員になられた方へ」を送付します。

* 領収書は年末調整等で利用できます。大切に保管してください。

前納を選択された方
（『申出書』のC又はD）

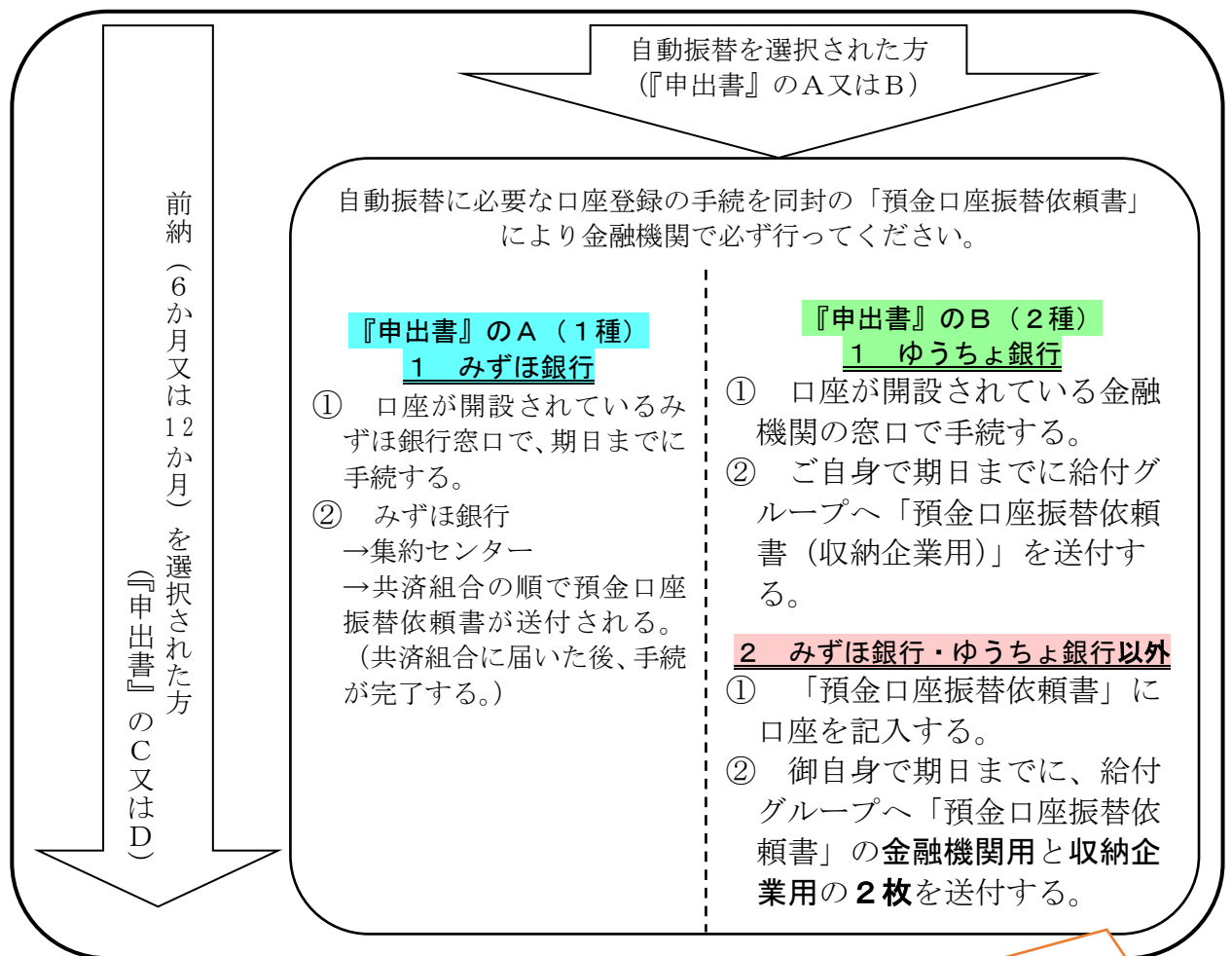
自動振替を選択された方
（『申出書』のA又はB）



『』は様式名の略称です。（P1【様式について】参照）

退職：退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

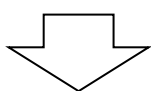
組合員証等：資格確認書、組合員（被扶養者）証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証



【注意】毎年、共済組合への提出がないために振替不能となる方がいます。

オ 掛金^①の入金確認後、共済組合から御自宅へ送付するもの

- ①「任意継続組合員になられた方へ」（小冊子） ②資格情報のお知らせ
③資格確認書（対象者のみ）



○ 退職前の組合員証（被扶養者証）は、4月1日以降は使用できません。必ず、退職時の所属所に返納してください。

手続完了

(2) 掛金納入^前に、任意継続組合員の申出を取り消す事由が発生した場合

「（給付様式第6-8号）予定任意継続組合員申出取消申請書」を提出してください。

(3) 掛金納入^後に、任意継続組合員の資格を取り消す事由が発生した場合

「（給付様式第6-2号）任意継続組合員資格喪失申出書及び還付請求書」（様式に添付書類記載）を提出してください。

(4) 3月1日から4月21日までに『申出書』を共済組合が受理した方

5(1)と同様の流れですが、5(1)ウの送付は4月1日以降、受付順に行いますので、5(1)オの送付も4月1日以降になります。ただし、任意継続組合員資格取得日は令和7年4月1日になります。

また、4月分の掛金は割引対象外となるため、掛金の割引率が最大になりません。

『』は様式名の略称です。（P1【様式について】参照）

退職：退職や勤務時間数減少などにより短期・一般組合員資格を喪失すること

組合員証等：資格確認書、組合員（被扶養者）証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、その他共済組合が交付している証